

歌志内市大学生等応援給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な影響を受けている大学生等を応援することを目的に、歌志内市教育委員会（以下「委員会」という。）が実施する大学生等応援給付金事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等応援給付金 前条の目的を達成するために、委員会によって交付される給付金をいう。
- (2) 大学生等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4年、5年）及び専修学校（専門課程）に在学している者（通信制課程は除く。）をいう。
- (3) 保護者 前号に規定する大学生等を扶養する者をいう。

(給付対象)

第3条 大学生等応援給付金（以下「給付金」という。）の給付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、1回に限りこれを給付するものとする。

- (1) 平成14年4月1日以前に生まれた大学生等で、令和2年8月1日現在、歌志内市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 平成14年4月1日以前に生まれた大学生等の保護者で、令和2年8月1日現在、市の住民基本台帳に記録されている者

(申請者)

第4条 給付金を申請できる者は、前条に掲げる者とする。ただし、家庭の事情により委員会がやむを得ないと認めた場合は、代理人による申請を行うことができるものとする。

(給付額)

第5条 給付金の額は、大学生等1人につき30万円とする。

(申請受付期限)

第6条 給付金の申請受付は、令和3年3月1日までとする。

2 災害等やむを得ない事由により、前項に規定する期限までに申請ができなかったと委員会が認めた場合は、この限りではない。

(申請方法)

第7条 申請者は、歌志内市大学生等応援給付金申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して委員会に提出するものとする。なお、郵送による申請書の提出の場合、申請受付期限当日の消印までのものを有効とする。

- (1) 在学を証明することのできる書類の写し
- (2) 給付金の振込先となる口座情報が確認できる通帳等の写し
- (3) その他委員会が必要と認める書類等

(給付決定)

第8条 委員会は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、その結果を歌志内市大学生等応援給付金交付決定通知書（別記様式第2号。以下「決定通知書」という。）又は歌志内市大学生等応援給付金申請却下通知書（別記様式第3号。以下「却下通知書」という。）により申請者へ通知するものとする。

（給付方法）

第9条 給付金は、決定通知書により通知をした申請者に対して、申請書に記載された金融機関の口座に振り込むものとする。

（給付金の周知）

第10条 委員会は、本事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請期間等の事業の概要について、市ホームページ及び市広報紙への掲載その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 委員会が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付対象者から申請受付期限までに申請が行われなかった場合は、当該給付対象者が給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 委員会が給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、委員会が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により給付できなかったときは、申請が取下げられたものとみなし、却下通知書により通知するものとする。

（不当利得の返還）

第12条 委員会は、偽りその他不正の手段により支給金の給付を受けた者に対しては、歌志内市大学生等応援給付金決定取消通知書兼返還請求書（別記様式第4号）により、給付金の返還を求めるものとする。

（その他）

第13条 この要綱の実施のために必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年8月11日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

歌志内市大学生等応援給付金申請書

令和 年 月 日

歌志内市教育委員会教育長 あて

歌志内市大学生等応援給付金を受けたいので、裏面の「誓約・同意事項」に誓約・同意のうえ、必要書類を添えて申請します。

1. 対象となる大学生等

大学生等の氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日 (歳)		
		大学生等の連絡先			
大学生等の現住所					
学校名	大学・短期大学 大学院 高等専門学校 専修学校(専門課程)		学部 学科	学年	

2. 申請者（代理申請の場合は4に記入ください。）

申請者氏名	(フリガナ)	印	大学生等との関係	
申請者住所				
申請者連絡先				

3. 振込先口座

金融機関	銀行・信金	口座番号							
支店名	支店・出張所	口座種別	普通・当座						
口座名義	(フリガナ)	※フリガナは必ず記入してください。							
	氏名	口座は申請者名義としてください。							

4. 代理申請される場合は、下記欄を記入ください。

代理人住所					
代理人氏名		対象者との関係			
代理人の生年月日	年 月 日生	代理人の電話番号			
上記の者を代理人と認め、歌志内市大学生等応援給付金の申請を委任します。					
委任者（たのむ方）氏名 _____ 印					

【添付書類】

- ①令和2年8月以降に発行された在学証明書の原本又は写し
- ②振込先口座が確認できる通帳の写し

(裏面)

【誓約及び同意事項】

- 1 歌志内市大学生等応援給付金（以下「給付金」という。）の支給要件に該当します。
- 2 給付金の支給要件の該当性等を審査するため、歌志内市（以下「市」という。）が申請者及び扶養者等の住民基本台帳などの公簿その他必要な確認を行うこと及び必要な資料を他の行政機関に求めることに同意します。
- 3 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
- 4 この申請書は、市において交付決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 5 市が交付決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和3年3月1日までに、市が届出者に連絡及び確認できない場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- 6 給付金の交付後、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

別記様式第2号（第8条関係）

歌志内市大学生等応援給付金交付決定通知書

歌志内市教育委員会指令 第 号

令和 年 月 日

様

歌志内市教育委員会教育長 印

令和 年 月 日付で申請のあった歌志内市大学生等応援給付金について、審査の結果、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 _____ 円

2. 交付予定年月日 令和 年 月 日

3. 振込先金融機関名

別記様式第3号（第8条関係）

歌志内市大学生等応援給付金申請却下通知書

令和 年 月 日

様

歌志内市教育委員会教育長 印

令和 年 月 日付で申請のあった歌志内市大学生等応援給付金について、下記の理由により却下しますので通知します。

記

○却下の理由

別記様式第4号（第12条関係）

歌志内市大学生等応援給付金決定取消通知書兼返還請求書

令和 年 月 日

様

歌志内市教育委員会教育長 印

令和 年 月 日付で申請のあった歌志内市大学生等応援給付金の申請について、申請書の誓約・同意事項に基づき、歌志内市大学生等応援給付金の決定の取り消しを通知し、交付金の返還を請求します。

記

1. 取消理由
2. 返還請求額
3. 返還方法及び返還期限 別紙納付書に記載のとおり